

平成22年11月26日

第2235号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（543・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（544・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の変更（545・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（546・福祉政策課）	2
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（547・都市計画課）	2
○都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（548・都市計画課）	2
○県道路線の変更（549・道路課）	3
○道路区域の変更及び供用開始（550・秋田地域振興局建設部）	3
○道路区域の変更（551・北秋田地域振興局建設部）	3
○建設業の許可の取り消し（552・山本地域振興局総務企画部）	4
○道路の供用開始（553・秋田地域振興局建設部）	4
○道路区域の変更及び供用開始（554～556・秋田地域振興局建設部）	4
○建設業の許可の取り消し（557・仙北地域振興局総務企画部）	5

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定（秋田地域振興局総務企画部）	6
--------------------------------	---

告 示

秋田県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
そよ風薬局 大館店	ファーマスクエア株式会社 代表取締役	大館市軽井沢字下岱20-38	平成22年9月30日

秋田県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
そよ風薬局 大館店	株式会社ファータ 代表 取締役	大館市軽井沢字下岱20-38	調剤薬局	平成22年10月1日
梵天内科クリニック	佐藤 利秋	由利本荘市東梵天171-1	内科、消化器内科、臨床検査科	平成22年10月1日

ファミリー調剤薬局	株式会社エスエス企画 代表取締役	由利本荘市東梵天173-1	調剤薬局	平成22年11月3日
-----------	---------------------	---------------	------	------------

秋田県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
さとう調剤薬局	しろくまファーマシー株式会社	大館市豊町2番15号	有限会社しろくま保健企画	しろくまファーマシー株式会社	平成22年9月1日

秋田県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
田口 喜三子	大仙市土川字半道寺西野12-1	田口総合治療院	大仙市土川字半道寺西野12-1	あん摩マッサージ指圧	平成22年9月28日

秋田県告示第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

大館都市計画公園（2・2・18号古片山下街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公聴会の日時

平成22年12月17日（金）午後2時30分

2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階大会議室

3 定めようとする都市計画の構想

横手都市計画区域、平鹿都市計画区域、十文字都市計画区域及び増田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の

変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課及び横手市建設部都市計画課に備え置いて、平成22年11月26日（金）から同年12月17日（金）までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成22年12月3日（金）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課 電話018(860)2442

秋田県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、建設交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

路線番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
304	旧	払戸箱井線	南秋田郡若美町払戸		
			男鹿市五里合箱井		
	新	払戸琴川線	男鹿市払戸		
			男鹿市五里合琴川		

秋田県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	払戸箱井線	男鹿市五里合箱井字出ヶ沢104番3地内	17.00~24.00	0.037
	新	払戸琴川線	男鹿市五里合箱井字出ヶ沢104番3地先から五里合琴川字銭神沢84番1地先まで	7.00~25.00	1.791

2 供用開始の期日 平成22年11月26日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	比内田代線	大館市出川字上野29番144から字上野14番2まで	20.00～24.00	0.204
	新	比内田代線	〃	20.00～29.00	0.204

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第552号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年11月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社伊藤工務店
山本郡三種町外岡字志戸橋境2番地1
代表取締役 伊 藤 光 廣
秋田県知事許可（般-17）第11129号
- 3 処分の内容
土木工事業、は装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年11月10日付けで土木工事業、は装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市太平八田字関口256番地先から太平目長崎字大根沢19番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年11月26日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	101号	男鹿市五里合中石字北浜野91番21地先から五里合琴川字銭神沢84番1地先まで	4.00~25.00	5.211
	新	101号	男鹿市五里合中石字北浜野91番21地先から五里合琴川字浜台86番地先まで	5.50~38.00	3.565

- 2 供用開始の期日 平成22年11月26日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	101号	男鹿市船川港比詰字羽立40番5地先から脇本脇本字大石館47番2地先まで	8.50~31.00	5.139
	新	101号	男鹿市船川港比詰字羽立45番地先から脇本脇本字稲荷下20番1地先まで	10.00~67.00	3.487

- 2 供用開始の期日 平成22年11月26日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	男鹿半島線	男鹿市船川港比詰字羽立45番地先から脇本脇本字稲荷下20番1地先まで	10.00~67.00	3.487
	新	男鹿半島線	男鹿市船川港比詰字羽立40番5地先から脇本脇本字大石館47番2地先まで	8.50~31.00	5.139

- 2 供用開始の期日 平成22年11月26日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月26日から同年12月9日まで

秋田県告示第557号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年11月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社太成建設
大仙市太田町駒場字福田52番地8
代表取締役 三 浦 満 昭
秋田県知事許可(般-17)第9960号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年11月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公告する。

平成22年11月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤(N a c l) 3,100トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県秋田地域振興局総務企画部 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成22年11月15日
- 4 落札者の名称及び住所
有限会社サンアグリ 横手市黒川字千本野247番地
- 5 落札金額(500キログラム詰当たりの単価)
8,872.5円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成22年10月5日

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄